場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち合算増減試験研究費割合が」に、「(iii)に」を「(v)に」に改め、同号イ(2)(iii)を同号イ(2)(v)とし、同号イ(2)(ii)の次に次のように加える。

(iii)　令和九年四月一日以後に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち合算増減試験研究費割合が百分の七を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。）　当該合算増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

(iv)　令和九年四月一日以後に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち合算増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに(v)に掲げる事業年度を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

第四十二条の四第八項に次の六号を加える。

十二　前項に規定する各事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合は、通算法人の繰越適用対象事業年度（当該通算法人の同項に規定する各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）をいう。以下この項及び第十項において同じ。）の試験研究費の額及び当該繰越適用対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この号及び第十項において「他の繰越通算法人」という。）の同日に終了する事業年度（第十項において「他の繰越適用対象事業年度」という。）の試験研究費の額の合計額が当該通算法人及び他の繰越通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額を超える場合とする。

十三　前号の通算法人の繰越適用対象事業年度における前項の繰越税額控除限度超過額は、イに掲げる金額（既に同項の規定により当該繰越適用対象事業年度前の各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）とロに掲げる金額との合計額とする。

イ　当該通算法人の当該繰越適用対象事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（第四項の規定の適用に係る適用対象事業年度に該当する事業年度に限る。以下この項において「超過額発生事業年度」という。）の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額（以下この項及び第十項において「通算繰越控除限度超過額」という。）に当該超過額発生事業年度に係る控除分配割合を乗じて計算した金額

(1)　第四項の規定の適用に係る第三号イに掲げる金額

(2)　第四項の規定の適用に係る第三号ロに掲げる金額

ロ　当該通算法人の第十九項第十号に規定する合計額

十四　前号の場合において、同号の通算法人の超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額が当初申告通算繰越控除限度超過額（当該超過額発生事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額として記載された金額をいう。）以上であるとき（当該超過額発生事業年度の同号イに掲げる金額（以下この項及び第十項において「通算繰越控除限度超過帰属額」という。）が当初申告通算繰越控除限度超過帰属額（当該確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。）と異なる場合に限る。）は、当初申告通算繰越控除限度超過帰属額を当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額とみなす。

十五　第十三号の場合において、同号の通算法人の超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額が当初申告通算繰越控除限度超過額（当該超過額発生事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額として記載された金額をいう。）に満たないとき（その満たない部分の金額が当初申告通算繰越控除限度超過帰属額（当該確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。）以下である場合に限る。）は、当初申告通算繰越控除限度超過帰属額からその満たない部分の金額を控除した金額を当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額とみなす。

十六　第十三号の場合において、同号の通算法人の超過額発生事業年度の当初申告通算繰越控除限度超過額（当該超過額発生事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額として記載された金額をいう。）（前号の規定により当該超過額発生事業年度又は当該超過額発生事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度（以下この号において「超過額発生事業年度等」という。）の通算繰越控除限度超過帰属額とみなされる金額がある場合には、前号の満たない部分の金額の合計額を控除した金額）が、第四号から第六号まで及び前二号の規定を適用しないものとして計算した場合における当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額を超えるときは、第十三号の規定の適用に係る通算繰越控除限度超過帰属額の計算については、第四号から第六号まで及び前二号の規定は、適用しない。この場合において、超過額発生事業年度等についてこの号の規定を適用して修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正がされた後における第十三号の規定の適用に係る通算繰越控除限度超過帰属額の計算に係る前二号の規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に記載された金額を確定申告書等に添付された書類に記載された金額とみなす。

十七　第十二号の通算法人の繰越適用対象事業年度の前項に規定する百分の二十五に相当する金額は、通算繰越控除上限額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。）とする。

イ　当該通算法人の当該繰越適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額（第九号ロに掲げる場合に該当する場合には、当該調整前法人税額に同号ロ(1)又は(2)に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める割合を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ　当該通算法人の当該繰越適用対象事業年度において第四項の規定により当該繰越適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額

第四十二条の四第九項中「試験研究費の額は」を「控除対象試験研究費の額は」に、「試験研究費の額を」を「控除対象試験研究費の額を」に改め、同条第十八項を削り、同条第十七項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第十二項又は第十四項」を「第十三項又は第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七号まで」の下に「及び第十四号から第十六号まで」を加え、「適用対象事業年度について」を「適用対象事業年度及び当該適用対象事業年度を同項第十三号イに規定する超過額発生事業年度とする同項第十二号に規定する繰越適用対象事業年度について」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十六項」に、「第十八項」を「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「税額控除可能額」の下に「又は同項第十七号に規定する通算繰越控除上限額」を加え、「同号ロに掲げる」を「同項第三号ロに掲げる金額又は